

長期的視野に立った事業の費用対効果に関する研究

政策研究・大学連携センター～シンクタンク神奈川～ 古賀 敬作

要 旨

県の事業において、費用対効果が短期的に現れるものと、長期的に現れるものがある。例えば、予防接種など、単年度で見ると費用がかかるが長期的に見ると医療費の減少につながるような事業や、インベスト神奈川のように誘致には費用がかかるが長期的には効果が見込まれるものがある。

本研究は、このような長期的に見て効果が現れる事業を適切に評価しつつ、また、当該事業へ制約された財源を効果的に配分し、且つ、当該事業への投下資本が回収されるまでの財源手当を図る仕組みについて検討を行うものである。

目 次

はじめに-本研究の問題意識とその取り組み方-

第1章 自治体の事業に係る評価指標設定の考え方

第2章 費用対効果の評価方法

第3章 投資的事業に関する事例研究

第4章 財源手当の仕組みづくりと新公会計制度の有用性

おわりに - まとめと提言-

はじめに - 本研究の問題意識とその取り組み方 -

今般、神奈川県をはじめ多くの地方自治体の財政が逼迫した状況にある中、単年度主義・前年度実績主義の予算編成の下での緊急回避的な行財政運営の継続は当該予算要求の単位である自治体事業への投資委縮や雇用悪化などの短期的な負のスパイラルを惹起するだけでなく、長期的に見るとインフラ・施設などの劣化や不十分な行政サービスによる世代間格差の助長など、将来世代に極めて大きな負担を転嫁することにもなりかねない。また、多くの自治体で予算と政策評価¹との関連性を把握するのに有用なツールとなりうる会計情報が十分に活用されていない状況は、このことにさらに拍車をかける。

こうした懸念を払拭すべく、本研究は、行財政運営の経営学的アプローチにより、政策評価システムと発生主義（現金に加えて、事業に伴って発生する非現金支出・発生コスト）・複式簿記会計（すべての資産、負債及び資本の増減を記録する資産管理）の考えを取り入れた新公会計制度との融合、というグランドデザインを以って、その事業の性質上、長期的に見て費用対効果が高い事業である、「ヒト」への投資的な事業（例えば教育や健康・医療）若しくは「マチ」への投資的な事業（例えば都市計画や産業政策）又はこれらの事業が合わさった複合的事業を適切に評価しつつ、また、当該事業への制約された財源の効果的な配分を徹底させ、且つ、当該事業に対する投下資本が回収されるまでの財源手当を図る仕組みについて考察するものである。なお、本研究では、「ヒト」への投資的な事業の例としてワクチン接種を、また、「マチ」への投資的な事業の例として道路整備事業をそれぞれ取りあげ、さらに

¹ 本研究における「政策評価」の用語の意味・概念については、本文中に掲げている旧自総研の先行研究（平成10～11年度部局共同研究チーム報告書「政策評価システムの研究」37頁脚注1（平成12（2000）年3月））を踏襲し、それを「施策、事業を政策の下位概念として捉え、事務事業評価も、施策評価も、政策評価も、それぞれ評価の対象とするレベルが異なるだけで政策評価の範疇にある」とする。

複合的な事業の例として企業誘致事業を取りあげることとする。

これまで、自治体の政策評価システムにおける新公会計制度の導入の必要性を説く先駆的な研究は数多くなされてきており、また、当該評価制度における事業の有効性の費用対効果の分析についても、種々の検討が見受けられる。もっとも、本研究がその力点を置く、事業が有する時間要素ないし時間的価値、という視座において政策評価システムのあり方を考察しつつ、そこに上述の新公会計制度をリンクさせるという研究は殆ど見受けられない。このように位置づけられる本研究においては、上述の新公会計と政策評価に関する諸研究ほか、旧自総研（神奈川県自治総合研究センター）の先行研究²である「施策評価システムに関する調査研究」（昭和 55 年）、「政策評価システム」（平成 12 年）、「経済交流の新たな展開」（平成 18 年）及びフィールド・ワークの結果を参考としつつ、また、神奈川県の総合計画「かながわグランドデザイン」（いのち輝くマグネット神奈川）に位置づけられた取組みや自治体間の政策の波及的現象（＝ある自治体で新しい何かが受容され他の自治体に広がっていく現象³）を捉えつつ、議論を展開していくこととする。

本研究の課題は、長期的に見て効果が現れる事業を適正に評価し、また、そのような事業への投資に係る財源手当をどうすべきか（その仕組みづくりをどのように構築すべきか、そこにおいて如何なる要素（仕組みのパーツ）を考慮すべきか）を明らかにしていくことである。そこで、本研究は、以下の4つの章から構成される。まず、第1章では、自治体の政策・事業につき、よりよい判断を行うためのツール（道具・手法）たりうる政策評価システムにおける、長期的視点でのその評価指標設定の仕方・考え方について考察する。しかるのち、第2章と第3章では、長期的に見た場合にその効果が見込まれる、上述の投資的な事業の費用対効果に関する事例を取りあげて検討を行う。最後に、第4章では、こうした長期に亘る事業への投資に係る財源手当をを図る仕組みづくりについて、複数年度に亘る事業計画に係るコスト及びストック情報を正確・タイムリーに認識測定する、発生主義複式簿記会計の考え方を採る新公会計制度と事業の費用対効果に係る評価との融合ないし連携の視座において、当該制度の事業評価に対する有用性を考察する。

第1章 自治体の事業に係る評価指標設定の考え方

1-1 政策評価システムと評価指標の位置付け - 総合計画との連動性 -

政策評価は、政策－施策－事務事業について、成果（アウトカム）指標を用いて有効性又は効率性を評価することであり、政策体系に基づく行政活動のPLAN（計画・予算編成）、DO（実施、予算執行）、SEE（評価、課題発見）と循環する行政経営のマネジメント・サイクルの確立を図り、組織運営の自己改革を促進する手法である。評価の手法には、事務事業評価やプログラム（施策）評価等が存するが、評価手法それ自体に良しあしはなく、問われるべくは、その使い方である⁴。当該政策評価の使い方は、二分される。一つは、政策（仕事）の棚卸的な使い方である。この場合、政策評価は政策（仕事）の優先順位付け的な意味合いで用いられるが、長期的な視野に立った政策評価の使い方という点から見れば、むしろそれは、現場職員自らによる仕事の組み立て方や組織運営のやり方の質を高めること（組織改革や経営品質の向上⁵）を促しつつ、当該政策（事業）の意味付けやその課題発見を行うために用いられる

² 神奈川県自治総合研究センターの各先行研究については、神奈川県政策研究・大学連携センター～シンクタンク神奈川～のウェブサイト<<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7282/>>にて閲覧できる。

³ 伊藤修一郎[著]『自治体政策過程の動態 政策イノベーションと波及』38頁-41頁（慶應大学出版会、2002年）参照。

⁴ 上山信一[著]『公共経営の再構築』228頁（日経BP、2012年）参照。

⁵ 自治体における「経営品質活動向上活動」について、「（それは）、職員に常に『自分たちの顧客は誰か』『自分たちの使命・存在意義は何か』『顧客は何を価値あるものと認めているか』等の組織のミッションを組織間で共有し、『改善すべ

ものである、といえよう。もう一つの使い方は、上述のマネジメント・サイクルを継続的に回すプロセスで見出される政策の副次的効果ないし長期的な効果・成果（アウトカム）の確認として用いられる使い方である。今般、自治体の財政が逼迫した状況にあるなか、目下の必要性に迫られ、こうした長期的な視点が見失われがちな傾向にある。本来、政策評価においては、住民の視点から、行政活動がどれだけのアウトカムをもたらしたのかが重視される。評価活動の結果、住民の生活水準がどのように向上した、地域社会にどのような便益があったかなど、自治体政策の将来ビジョン・理念を示す総合計画⁶に掲げた目標をどれだけ達成できたかに最大の関心が集まる⁷。こうしたアウトカムのレベルでの評価を行うためには、政策体系全体の把握、上位目的とその手段の連鎖構造、あるいは目的・手段の樹木構造を明らかにすることが必須であり、また、そうした政策体系に基づいたアウトカム指標の設定は事業の現状分析及び将来予測を可能とする。そこにおいては、長期的視野に立つての事業の適正な評価が行われる。もっとも、総合計画と評価システムとの連動については、総合計画には全ての事業が掲載されているわけではないため評価と計画の関係が不合理を起こすことがある、との指摘もある⁸。しかし、なかには、これらが連動している自治体も見受けられる。

そこで、以下では、わが国の行政における本格的な評価システムの始まりとされる、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）⁹の基本原則に基づく事務事業評価システムを、1996 年度に導入した三重県の例と、1997 年度に民間の経営手法である棚卸の考え方を行政評価に援用し（業務棚卸表¹⁰の導入）、さらに 2012 年度から個別の事業に関する資料を新たに追加するなどし、その名称も「業務棚卸表」から「施策展開表」に変更した静岡県の例を取りあげることとする。先ず三重県については、1997 年 11 月に策定された「新しい総合計画『三重のくにつくり宣言』」（第 2 次実施計画）が政策・施策・基本事業・事務事業という政策・事業体系で整理され、この政策・事業体系に沿って、上述の事務事業評価システムの基本事務事業を基本事業と再編し、施策・基本事業・事務事業の三層で評価する「みえ政策評価システム」を構築することにより総合計画と評価システムとがカップリングされた¹¹。

この三層評価システムの下、施策評価における指標は、当該施策評価が県民とのコミュニケーションツールとして位置付けられたため¹²、その評価指標は県民にとっての最終的な成果（上位アウトカム）指標を表し、同時にそれは上記第 2 次実施計画の数値目標を表し、また、基本事業の評価指標（下位アウトカム）については、施策評価の目的を当該基本事業により実現したい成果と位置付けた上で、その成

き領域』を常に明らかにしていくものである」（石田晴美[著]『地方自治体会計改革論』230頁（森山書店、2006年））。

なお、町田市の経営品質向上活動については、本雑誌『デフォルト（財政破綻）に関する研究』を参照されたい。

⁶ 総合計画、通常、「基本構想→基本計画→実施計画」の構想を持ち、それぞれ10年・5年・3年等の期間を前提に策定される（稲沢克祐[著]『行政評価の導入と活用 - 予算・決算、総合計画 - 』72頁（イマジン出版、2008年）参照）。

⁷ 佐藤徹「総合計画と行政評価のリンゲージ - 広島市行政評価制度をもとに - 」地域政策研究（高崎経済大学地域政策学会）第6巻第3号3頁参照（2004年）。

⁸ 金井利之[著]『自治体行政学 自治基本条例・総合計画・行政改革・行政評価』90頁（第一法規、2010年）参照。

⁹ NPMの核は、「民間企業における経営理念・手法・さらには成功事例などを可能な限り行政現場に導入することを通じて行政部門の効率化・活性化を図ることにある。」（大住荘四朗『ニュー・パブリック・マネジメント』1頁（日本評論社、1999年））。

¹⁰ 静岡県業務棚卸表は、「室（企画監等・課。以下「室」）が持つ行政目的を基本として、それを実現するために取り組むべき仕事の内容を大小の項目に区分して記載し、それぞれの項目ごとに現在の進捗度がわかるような管理指標を定め、実績と目標値及びその達成期限を明らかにしたもの」（静岡県ウェブサイト

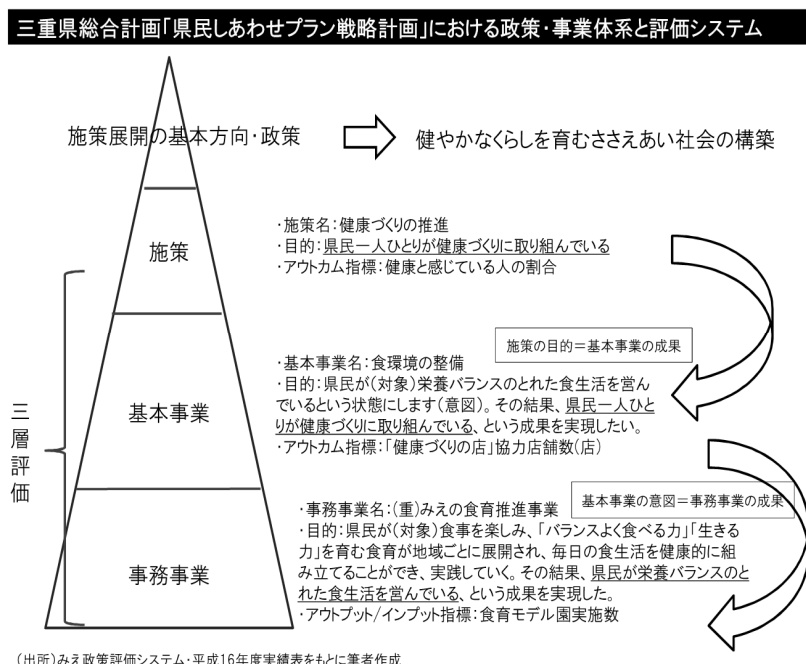
<http://www.pref.shizuoka.jp/a_content/6_03.html>（平成25年1月25日現在）参照）。

¹¹ 吉村裕之[著]『三重県の行政システムはどう変化したか』151頁（和泉書院、2006年）。

¹² 1995年に導入された当初の事務事業評価システムについては、「（当該評価システムが）『さわやか運動』の一環であったこともあり、県民の立場から仕事を見直す『意識改革』のツールという位置づけであったが、評価対象が事業であるために、県民の視点から見るといふより、あいかわらず仕事をする立場から見ていたのが評価の実態だった。」とされる（村林守[著]『こうすればできる自治体改革 三重県の行政改革に学ぶ』54頁（和泉書院、2012年））。

果を達成するために、誰を、何を（基本事業の「対象」）どのような状態になることを狙っているのか（基本事業の「意図」）、といった思考プロセスのなかで、この「対象」と「意図」とを具現化したものとして設定された。たとえば、三重県総合計画「県民しあわせプラン戦略計画」における平成16年度実績評価表をみると、「健やかなくらしを育むささえあい社会の構築」という政策のもとでの施策目的（「県民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいる」）は基本事業の「成果」となり、そこから当該基本事業のアウトカム指標（「健康づくりの店」協力店舗数）が導き出されている。さらに、事務事業の「成果」をその上に位置する基本事業の「意図」（「県民が栄養バランスのとれた食生活を営んでいる」）とし、事務事業評価システムの目標から総合計画を進行管理する仕組みとなっている（図表1-1参照）。

（図表1-1）



事務事業における評価指標はアウトプット（資源投入）指標又はインプット（活動）指標で設定されていることから、上記基本事業におけるアウトカム指標は資源投入効果を把握しうる指標になっているといえる。もっとも、当該投入資源（「基本事業目的評価表」に記載された必要概算コスト）は、事業の性質にかかわらず単に当年度の予算と人件費（時間単価）のみに止まり、即ち財務情報（1998年導入の発生主義会計に基づく財務諸表（図表1-2）

に基づく情報）の分析検討が行われていないことから、かかる基本事業におけるアウトカム指標が事業の正確な現状及び将来予測を可能とするものである、とはいえない（図表1-2参照）¹³。

三重県・平成16年度基本事業目的評価表					
基本事業目標項目及びコスト					
【目標指標】	年度	2003	2004	2005	2006
アウトプット指標	目標 実績				
必要概算コスト<千円>					
予算額等<千円>					
概算人件費<千円>					
所要時間<時間>	所要時間合計<時間>				
	所管所属分<時間>				
	関係機関分<時間>				
人件費単価<千円/時間>					
必要概算コスト対前年度<千円>					

（出所）三重県総務部財務課「みえ政策評価システム」ホームページ

¹³ 石田・前掲注5、228頁-229頁によれば、三重県は1998年にわが国の都道府県としてはじめて発生主義に基づく財務諸表を公表したが、「『みえ政策評価システム』の目的評価表に記載される必要概算コスト（は）、…単に概算人件費（人件費

総合計画と評価システムの連動のもう一つの例が、静岡県の「施策展開表」である。上述のとおり、同県は1997年に業務棚卸表を導入し、1999年度(平成11年度)にはこの業務棚卸表と総合計画の施策との体系化を行い、当時、多くの自治体の行政評価方式が事務事業方式であったのに比し、施策体系の整備に重きを置いた評価システム(「目的指向型施策評価システム」)を構築した。2012年度からはじめられた施策展開表では、こうした施策体系を踏襲しつつ、施策と主要事業の関係を明確にする仕組みが構築されている。当該施策展開表は、目的と各課の仕事(手段)の関係を分かりやすく整理した「施策体系図」、各課の仕事の詳細を記載した「個表」のほか、「事業別見直し状況一覧」(2012年度から追加)、「事業シート」(2012年度から追加)¹⁴から成り、施策の中で個々の事業の位置付けが分かるように工夫されている。こうした評価体系に沿って評価指標が設けられ、総合計画で施策ごとに設定されたアウトカム指標(県民にとっての成果)は、「事業シート」上、個別事業のアウトカム指標として位置付けられている。例えば、基本計画「有徳の人づくり」の施策分野である「心と体の調和した人間形成の基盤づくり」の2つのアウトカム指標である「それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている県民の割合」と「地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合」は、当該計画の業務推進課(大学課)の事業「人づくり推進事業費」のアウトカム指標として設けられている(図表1-3参照)。さらには、その「事業シート」には当該事業への投入資源(事業費・人件費)とアウトプット指標が記載されていることから、上述の三重県と同様、アウトカム指標は資源投入効果ないし投入活動効果を把握しうる(又は表象しうる)指標となっていると見て取れる。もっとも、問題は、上述の「みえ政策評価システム」で既に指摘したとおり、ある意味このような長期的視野を持ったアウトカム指標が長期的な効果予測を可能とするものになっているか否か、という点である。この点、その結論は三重県と同じ結論に収斂してくる。

(図表1-3)

静岡県・平成24年度施策展開表								
基本計画「有徳の人づくり」/施策分野「心と体の調和した人間形成の基礎づくり」 業務推進課(大学課)								
施策目的	指標	H19実績	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	目標(年度)	困難度
家庭の教育力の向上	それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている県民の割合	—	—	—	—	52.2%	50%(H25)↑	—
地域の教育力の向上	地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合	14.9%	11.9%	12.7%	11.8%	11.3%	20%(H25)↑	—

平成24年度事業シート(一部抜粋)/事業名:人づくり推進事業費				
2 事業費・人件費(インプット)				
事業費		H22決算	H23決算	H24予算
事業費計①		3,132	3,651	4,200
財源内訳	国庫支出金、地方債、その他	0	0	0
	一般財源	3,132	3,651	4,200
人件費	職員数(人)	1.9	1.9	1.9
	人件費計②	13,490	13,300	13,110
	総コスト(①+②)	16,622	16,951	17,310
3 事業の主たる活動指標(アウトプット)・効率指標(単位当たりコスト)				
区分	指標	単位	H22実績	H23実績
活動指標	人づくり地域懇談会等の開催数	回	290	268
効率指標	人づくりハンドブック等の配布数	冊	46,539	56,556
(単位当たりコスト)	人づくり地域懇談会等の開催数	千円	38.5	43.1
コスト/活動指標	人づくりハンドブック等の配布数	円	117	96
4 事業の主たる成果指標(アウトカム)				
区分	指標	単位	H25目標	H22実績
成果指標	それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている県民の割合	%	50	—
	地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合	%	20	11.8
				H24秋頃公表予定
				17.0

(出所)平成24年度施策展開表<[http://www2.pref.shizuoka.jp/all/gyotana.nsf/\(show1View\)?OpenView](http://www2.pref.shizuoka.jp/all/gyotana.nsf/(show1View)?OpenView)>(平成25年1月23日現在)

平均時間単価に所要時間を乗じて算出)に事業の予算額を加えたものであるため、そこでは、資本金資産の減価償却費や事業ごとの正確な人件費は考慮されておらず、…つまり、三重県では、…発生主義会計による適正なコスト計算を用いた行政コストの経済性・効率性の追求、および、減価償却費や退職給与引当金等を考慮にいれた長期的なより良い資産・負債マネジメントを行っていないということである」(傍点筆者強調)とされる。

¹⁴ 施策評価表の取組みがはじまって間もないことから、現時点で(平成25年1月現在)、すべての施策につき、「事業シート」が公表されているというわけではない。施策評価表は、静岡県のウェブサイト「行政改革・情報公開」<http://www.pref.shizuoka.jp/a_content/6_03.html>(平成25年1月23日現在)にて閲覧できる。

1-2 評価指標設定の考え方

(1) ロジック

行政活動の指標化に当たっては、当該行政活動を、インプット（資源の投入）からアウトプット（活動結果）を経てアウトカム（成果）までに至る因果関係を理論的に見ることが有用であり、その道筋を表したものがロジックモデルと称されるものである。通常、指標を設定する際は、上から順に目的と手段の関係にある、政策・施策・事務事業の各層ごとに目標を明らかにし、その目標とする状態に対応する、適切な指標を設定することが必要である。ただし、各層ごとの目標（上位目標が下位目標にそのまま継受されている場合も含む。）は、各々関連性ないし因果関係を有し、理論的な道筋に沿って設定されるべきであろう。基本事業の目標が「対象」「意図」「結果」に分類され、且つ、施策の目的が当該基本事業の「結果」になるように設計されていた、先述の「みえ政策評価システム」では、その基本事業の評価指標（アウトカム指標）は、当該「結果」を達成するには、誰を・何を（「対象」）どのような状態に持っていきたいか（「意図」）、という考えの下で設定されていた。そこでは、この「対象」と「意図」が具現化されたものがアウトカム指標となるため、当該「意図」の設定が当該アウトカム指標の設定の仕方を左右する。例えば、〇〇の△△が向上した状態にしたいという意図設定（キーワード＝向上）を、向上だけではなく〇〇が実際に地域で活躍している状態にしたいという意思設定（キーワード＝活躍）に変えたような場合、キーワードをどのレベルまで追い求めるかによって目標やそれに応じた指標の設定が違って来る、とされる¹⁵。

もともと、こうした施策レベルから演繹的に展開されるアウトカム指標を考えるに当たっては、まずは、施策目標とその指標との関連性を十分に検討する必要がある。各都道府県における今般の評価表を見る限り、意外にも、そこにアウトカム指標設定の考え方、とりわけ設定理由を明記している自治体は少ない。そうしたなか、鹿児島県の施策評価票（施策を構成する事業の評価も含む。）は、施策のテーマと施策の目的の関連、施策の成果指標の設定理由が

(図表1-4)

平成24年度施策評価票

食育及び地産地消			
テーマ	食育及び地産地消	整理番号	8
施策名			
関係部局名	農政部		

1 施策の概要																									
テーマと施策目的との関連	食のグローバル化等により、食の安心・安全を脅かす問題が後を絶たない中、県民の食に関する関心は高まっている。一方、食の成り立ちや食に関する感謝の念、地域の食文化等への関心の薄れや食事バランスの乱れ等による生活習慣病などの増加が指摘されている。 このため、県民一人一人が、食の成り立ちなどを理解しながら、食に関する知識や食を選択する判断力を身につけ、地域の食材を利用した健全な食生活を実践できるようにする必要があり、幼児から大人に至るすべての県民が、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域食材を安定的に供給する組織や体制の整備により、県産農林水産物の良さを実感することができるよう食育・地産地消の推進を図る。 栄養バランスの崩れ 肥満など健康上の問題が増加 食生活指針の実践度（平成20年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食生活指針の実践度</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>食生活指針の実践度（県民）</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>食生活指針の実践度（県民）</td> <td>13.0%</td> </tr> </tbody> </table> 肥満率（BMI25以上）の割合（男性） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19歳</td> <td>14.6%</td> </tr> <tr> <td>20～29歳</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>21.9%</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>60～69歳</td> <td>22.4%</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>23.9%</td> </tr> </tbody> </table> 資料：県庁資料「県民健康・生活実態調査」 注：BMIとは、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)。	項目	平成20年度	食生活指針の実践度	13.0%	食生活指針の実践度（県民）	13.0%	食生活指針の実践度（県民）	13.0%	年齢層	割合	10～19歳	14.6%	20～29歳	17.5%	30～39歳	21.9%	40～49歳	25.6%	50～59歳	20.0%	60～69歳	22.4%	70歳以上	23.9%
項目	平成20年度																								
食生活指針の実践度	13.0%																								
食生活指針の実践度（県民）	13.0%																								
食生活指針の実践度（県民）	13.0%																								
年齢層	割合																								
10～19歳	14.6%																								
20～29歳	17.5%																								
30～39歳	21.9%																								
40～49歳	25.6%																								
50～59歳	20.0%																								
60～69歳	22.4%																								
70歳以上	23.9%																								
成果指標①	成果指標 食生活指針の実践度 成果指標の設定理由 「食生活指針」は、食生活に関する基本的な指針で、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給を図るために国が策定したものであり、かごしまの食育・地産地消推進事業等の実施を通じ、食生活指針の実践度が向上することは、「食育・地産地消の推進」という施策の目的の実現につながることから当該指標を設定した。																								
成果指標②	成果指標 意識して県産農林水産物を購入する人の割合 成果指標の設定理由 かごしまの食育・地産地消推進事業等の実施を通じ、「意識して県産農林水産物を購入する人の割合」が向上することは、「食育・地産地消の推進」という施策の目的の実現につながることから当該指標を設定した。																								

(出所) 鹿児島県・平成24年度施策評価表

明記されている。例えば、同県の平成24年度施策評価票における「食育及び地産地消費」¹⁶をテーマと

¹⁵ 梅田次郎「意識改革と政策形成：三重県庁における自治体組織運営の変革プロセス」公共政策研究第2号60頁（2002年）参照。

¹⁶ 地産地消費を推進していく動きは、神奈川県をはじめとする各自治体で見受けられるが、その目的（例えば食習慣の修

する施策について、先ず、当該テーマと施策の目的との関連が記載されている。当該目的は当該テーマの設定となった背景・問題を改善解決するための手段として構成される（図表1－4参照）（背景：食に関する感謝の念、地域食文化への関心の薄れ、食事バランスの乱れによる生活習慣病の増加／改善解決するため手段：食に関する正しい知識と望ましい食習慣の修得、地域食材の安定的な供給や組織・体制の整備）。かかる手段が具現化したものが成果（アウトカム）指標として設定されている。なお、当該施策を構成する事業の評価に関しては、当該事業の目的と当該施策目的との関連が上記施策評価票に記載されており、当該事業の成果指標は施策のそれと同じ設定であり、よって、「木を見て森を見ず」という評価とはなりえない。

（２）評価指標の数値化

「（政策評価とは）行政活動の効果を“数値化”していく評価システムであり」、（政策評価）は行政活動の評価によって、自治体運営における『政策選択の最適化』を図っていく政策決定の土壌にしていくことになる¹⁷とされる。実際に評価指標を策定する場合には、インプット指標やアウトプット指標は組織活動の目標から指標が導かれることから、それらの査定や数値化は容易であるとされる一方、アウトカム指標は社会的影響度といった数値化が困難であるため指標の設定は容易ではない。このことは、とりわけ不確実性の高い長期的視点に立った行政活動に当てはまり得る。もっとも、逆からいえば、数値化が困難であるからこそ、安易な妥協はできず、目的を真に具体化している数値は何かを考えなければならない、という職員の意識改革にも繋がるわけであり¹⁸、また、そうした数値化されたアウトカム指標が貨幣価値に変換できるものであれば、施策や事務事業の費用対効果はより可視化されうるであろう。換言すれば、これは、費用

東京都小平市・平成23年度事務事業評価票：「健康づくり」/事業名「予防接種事業」

	実施の任意性	有効性				効率性				24年度の予算・事業	
総コストの 財源内訳 (23年度) (千円)	実施の根拠	(23年度目標)	23年度実績	目標達成	H23	成果単位コスト	23年度	動向	H23	予 算 の 動 向 23年度の 予算や取組 内容との 違いなど	
		成果指標 (単位)	22年度実績	動向	評価	総コスト＋ 成果指標実績 ※印は一部抜出	22年度	動向	評価		
	主体の多様性	21年度実績				21年度	動向	評価			
		(23年度目標)	23年度実績	目標達成	H22	活動単位コスト	23年度	動向	H22		
	事業対象	活動指標 (単位)	22年度実績	動向	評価	総コスト＋ 活動指標実績 ※印は一部抜出	22年度	動向	評価		将来目標
受益者負担 率(%)	対象数	21年度実績				21年度	動向	評価	将来目標		

国庫支出金		〔実施の根拠〕	〔70〕	62.3	未達成	H23		延べ接種件 数1回当たり (円)	5,642	H23		拡大 している 日本脳炎予防 接種接種動向 の再開
都支出金	19,716	法（義務あり）	接種率 (%)	69.5	↓	C			5,513			
市 債		〔主体の多様性〕		61.2					5,650	B		
そ の 他		市のみ実施	〔59,069〕	65,685	達成	H22			3,672	H22		
一般財源	221,480	接種対象 延べ人数		59,069	↑				3,836			
受益者負担	-	接種対象 延べ人数 (人)		55,734		A		接種対象延 べ人数1人 当たり(円)	3,460	C		特定 目標

（出所）東京都小平市「平成23年度施策評価及び事務事業評価」

得、地域産業の発展等）・類型（例えば食育推進による地産消費、グリーン・ツーリズム型地産消費等）はさまざまである。この点を詳細するものとして、下平尾勲ほか〔著〕『地産地消費 豊かで活力ある地域経済への道標』（日本評論社、2009年）があげられる。

¹⁷ 高寄昇三〔著〕『自治体の行政評価システム』3頁及び16頁（学陽書房、1999年）参照。

¹⁸ 梅田・前掲注15、81頁参照。

成果指標実績値)¹⁹

で事務事業を費用対効果で評価している自治体も存する。たとえば東京都小平市の「健康づくり」の施策の下に位置付けられる「予防接種事業」の事務事業評価票においては、「延べ接種件数1件当たり」（アウトカム指標＝接種率）で当該事業の費用対効果を評価している（図表1－5参照）。

また、実際にアウトカム指標を貨幣価値に変換し、費用便益比で事務事業を評価している自治体もある。たとえば岐阜県恵那市の「景観まちづくり事業」の事務事業成果表では、その成果指標と各住民満足度の程度が設けられているが、これらの成果を「景観法によるまちづくりを求める市民の支払い意思額」として、貨幣価値に変換し、当該事業を費用便益比で評価している（図表1－6参照）。

（図表1-6）

岐阜県恵那市・平成24年度事務事業成果表：事業名「景観まちづくり事業」/「まちづくり」(施策名)

D O

事業のコスト・指標の推移

事業のコスト(INPUT)		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算
総事業費		千円	6,346	20,880	15,171	0	0	0
内職員人件費		千円	5,130	6,220	6,428	0	0	0
利用者1人当たりのコスト		円/人	113	375	274	0	0	0
活動指標：行政サービスの量を示す指標(OUTPUT)		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度目標
実績値	景観保全地区数	地区	0	0	0	0	0	0
実績値	優れた景色の数	箇所	0	0	0	0	0	0
成果指標：住民満足の程度、便益を示す指標(OUTCOME)		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度目標
実績値	郷土景観に愛着を持っている市民の割合	%	0	0	0	0	0	
目標値		%	0	0	0	0	0	0
達成率		%	0	0	0	0	0	0
実績値	住みやすいと思っている市民の割合	%	0	0	0	0	0	
目標値		%	0	0	0	0	0	0
達成率		%	0	0	0	0	0	0

C H E C K

事業の評価

費用便益比：費用に見合う便益があるか示す指標(C)		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度目標
実績値	費用便益比(1.0を上回れば費用に見合う便益があると判断できる。)	指数	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
算出根拠	便益の捉え方、算定方法	式	【景観法によるまちづくりを求める市民の支払い意思額を便益とする】市民×支払い意思額/フルコスト=56,983人×10円/2,615千円					

（出所）岐阜県恵那市「平成23年度 事務事業評価表」

1-3 小括

自治体がかかえる課題のうち、短期に解決すべき課題がもちろん多く存するが、一方で、長期的な視野を持って行うべき課題も多い。そうした課題は、自治体が本来的に対応すべき課題でもある。本章では、こうした課題の発見に係る情報を提供し、自治体の政策・事業につきよりよい判断を行うためのツールたりうる政策評価システム、特に、そこにおける評価指標設定の考え方について考察した。ここでは、政策評価システムにおける評価指標を政策・事業の長期的効果・成果ないし副次的効果を把握するための道具（「モノサシ」）として考える、といった政策評価システムに対する思考・発想パターンの転換を図ることを議論の前提とした。かかる評価指標、とりわけアウトカム（成果）指標の設定に当たっては、事業の性質を勘案しつつ、自治体政策の将来ビジョン・理念を包含する総合計画と評価システムとの連動の下、当該総合計画の目標から評価指標を演繹するのが適当である。

¹⁹ アウトカム（成果）単位当たりのコストについて、東京都小平市「小平市の行政評価制度について～事業の見方を変えれば意識も変わる～」41頁（2006年）<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/009/attached/attach_9399_1.pdf>（平成25年3月5日現在）によれば、「成果単位コストは、実施された事業によって市民や利用者が得る便益（成果）に着目し、“いかに効率的に提供しているか”ということを重視しています。そのため、投入資源が増加したとしても、それに見合う分の利益が増加していれば良いわけです」とされる。

具体的には、施策レベルから演繹的に展開されるアウトカム指標につき、先ずは、当該施策目標とその指標との関連性を地域の現状・構造の変化等を見据え十分に検討することが大切である。次に、当該アウトカム指標を施策・事業に係る行政活動のインプット（資源の投入）からアウトプット（活動結果）を経てそれに至るまでの因果関係の理論的プロセスのなかで把握する。ただ、ここにおいては、当該アウトカム指標が事業の正確な現状及び将来予測に資するよう、財務・会計上の正確な情報に照らし併せるのが適当であろう。最後に、アウトカム指標の数値化である。これの数値化は政策・事業の費用対効果を精査する意味でも必要なことであるが、一方で、当該アウトカム指標は社会的影響度を斟酌した指標であるため、その数値化指標の設定は容易ではない。もっとも、数値化が困難であるからこそ、安易な妥協はできず、故に、数値化指標の設定は職員の意識改革（仕事の仕方や行動を変えることなど）にも繋がりうる、といえよう。

第2章 費用対効果の評価方法

2-1 費用対効果の評価方法の基本的な考え方 - 特定・見える化・時間軸 -

事業の費用対効果进行评估するための一般的な方法として、費用-効果分析、費用-便益分析又は費用-効用分析等があげられるが（図表2-1参照）、費用-便益の評価方法においては、通常、便益の貨幣価値への変換を伴う。もっとも、いずれの評価方法においても、先ずは、ある事業に投入される資源に係る費用が特定されなければならない。人的資源に係る費用情報の多くは、各々の人材投入に対する給与・付加給付の支給額から比較的容易に直截的に得られる。一方、投入要素が設備・施設等の物的資産の場合には、その費用価値を評価する必要がある。その一つとして、当該資産の減耗価値²⁰と残存価値を考慮することにより、その費用の額を算出する方法がある。これには、次の3要素を知っておく必要がある。当該資産の再調達費用（例えば所有建物に関し、それと同じような建物を建設するために要する費用）と耐用年数、及び当該資産ではなく別の何かに投資していれば得られていたはずの利子率である²¹。上記の減耗価値は、当該資産の再調達費用を当該資産の耐用年数で除して推計される。たとえば、ある施設の耐用年数が30年だとすれば、毎年30分の1ずつ消費されることとなり、価値減耗費は当該施設の再調達費用の30分の1に相当する²²。一方、当該資産の残存価値については、所与の利子率を適用することにより推計できる。もっとも、上述のとおり、当該残存価値部分を機会費用として考えることもできるのだが、当該資産の事業との継続的な関連性を勘案すれば、それを便益として特定することもできる。以上、このような費用はある事業に直截的に生じうる直接費用であるといえるのだが、当該事業に対する包括的・社会的な費用-便益を評価する場合に全てのあらゆる便益が考慮されるのと同様に、費用についてもまた、当該便益に応じ、間接的な費用を含むすべてのあらゆる費用が考慮されよう。次章で言及する企業誘致の例でいえば、そこでは経済波及効果がとりあげられるのだが、一方で、当該企業誘致により何らかの損失（例えば、環境や衛生等への悪影響といった間接的な費用）も生じうるであろう。こうした間接費用もまた、費用項目として特定されよう。

繰り返しになるが、費用-便益の評価方法においては、便益の貨幣価値への変換を伴うという点において、費用-効果又は費用-効用の各評価方法とは異なる。もっとも、数値化を与件とすれば、費用-効果又

²⁰ ここで用いている減耗価値の文言について、ヘンリー・レヴィンほか[著]／赤林英夫[監訳]『教育の費用効果分析』74頁注8（日本評論社、2009年）では、「この概念は、会計上は『減価償却費』と呼ばれるものに対応するが、経済学的定義が必ずしも会計上のそれと一致するわけではないので、誤解をさけるために、ここでは『価値の減耗』と呼ぶ」とする。

²¹ 同上、66頁参照。

²² 同上、67頁参照。

は費用-効用は実績効果又は実績効用の単位当たりによって評価ができる²³。したがって、コスト（費用）情報が正確であれば、貨幣価値への変換ができずとも、それら費用-効果又は費用-効用の各評価は適正に可視化（「見える化」）されうる。もっとも、これら費用-効果又は費用-効用と費用-便益の各評価方法間の重要な違いは、長期に亘る期間（年数）に費用又は効果、便益、効用が発生する事業に対し、異なる年度に発生したそれらの費用や便益等を積算し、現在価値に割り引く局面で現れる。即ちそれは、費用、便益ともに貨幣価値で表現されうる費用-便益評価方法においては、事業が将来にわたって生み出すキャッシュ・イン・フローを現在の視点で予測する、ということである。この点において、基本的には、費用-便益の評価方法は長期的な事業の費用対効果を評価する際の有用なアプローチの一つである、といえるのではなかろうか²⁴。こうした便益の特定となれば、勿論、なかには貨幣価値に変換し難い成果も存する。今般、そのような成果を貨幣価値に変換する有用な方法の一つとして、よく用いられているのが仮想市場評価方法である。この方法は、成果に対する個人の支払い意思額に関する情報を、インタビューと調査票で尋ねることによって収集する方法である²⁵。もっとも、この方法は、このようにインタビューと調査票に依存するため、その調査結果にバイアスがかかりがちという欠点もある²⁶。この点を克服すべく、個人が実際に行った市場行動を観測することで、当該個人の自発的な支払意思を推察する、ヘドニック・アプローチ²⁷と称される方法もある。

（図表2-1）

費用対効果の評価方法の概要			
方法	主な内容	長所	短所
費用-効果	事業等の実施に伴って発生する社会的費用や便益について、貨幣価値や指標で比較する方法である。費用のみを貨幣価値で捉え、便益と一単位当たりの費用を比較する方法や便益と費用の双方について数値指標を示して比較する方法などがある。	・測定された業績数値を基本的には、そのまま使用するため、その適用が容易であり、その適用範囲も広範である。 ・同種の複数の事業間での比較が容易である。	・測定された業績数値が異なる単位（収益、乗降客数、通勤時間など）で示されたり、数値化できない定性情報として提示されたりするため、評価者の主観や価値観に影響される場合がある。 ・同種の事業の比較については有効であるが、例えば、モノレールをつくるのか、レールをつくるのか、博物館を建てるのかといった事業の選択においては、その適用が困難。
費用-便益	事業等の実施に伴って発生する社会的費用や便益を貨幣価値で表示し、その比較を行うことにより、当該事業を実施する妥当性を判断する方法である。	・事業がもたらす社会的便益と社会的費用を貨幣価値という一つの数値で表すことができるため、結果についての判断が明確である。 ・複数の事業の優先付けについても、その結果の比較が可能である。	・便益の中には、金額に換算できないものもある。
費用-効用	費用効果分析の一手法であり、個人の嗜好や満足度を効果として、租測定する。例えば、生活の質で調整した生存年（QALY）を測定し、費用/効用比を指標とする（ワクチン接種の事例）。	・複数の効果指標を単一の効用尺度に置換することができる（例えば、住民満足度）。	・効用の中には、金額に換算できないものもある。

（出所）費用-効果、費用-便益については、東京都「自治体会計の新経営報告書＜論点整理＞」（第5章 事業経営と実績評価のあり方）127頁（2006年）参照、費用-効用についてはヘンリー・レヴィンほか〔著〕『教育の費用効果分析』29頁（2009年）など参照

²³ アンソニー・E・ボードマンほか〔著〕／岸本光永〔監訳〕『費用・便益分析【公共プロジェクトの評価手法の理論と実践】』562頁-563頁（ピアソン、2011年）参照。

²⁴ なお、費用-効用の評価方法においても、効用が貨幣価値へ変換できる場合には、費用-便益の評価方法と同じく有用な評価アプローチと言える（例えば、ワクチン接種の評価事例。図表2-1もまた、参照されたい）。

²⁵ T・F・ナス〔著〕・萩原清子〔監訳〕『費用・便益分析 理論と応用』110頁（勁草書房、2007年）参照。

²⁶ T・F・ナスによれば、バイアスのかかった原因として、たとえば「（インタビューと調査票の）回答者は、彼らの真の選考を、厚生改善の変化に対していくらか支払う意思があるかと尋ねられる場合には控えめに述べるし、財政的な負担をしなくていいといわれれば付け値を過大に言うということである」とする（同上、111頁）。

²⁷ ヘドニック・アプローチは、「地価などの顕示選考データを用いる代表的な便益測定手法である。便益測定手法としてのヘドニック・アプローチは、需要者の地域間移動を前提とする地域比較的な資本化仮説に理論的基礎を置いている。適用に当たっては、事前に対象事実に関するモデル分析や土地市場の分析が必要となる。しかし、適切なサンプル・データが得られれば、市場価格を推定することで比較的容易に便益を測定することが可能である。」（伊多波良雄〔編著〕『公共政策のための政策評価手法』159頁（2009年））。

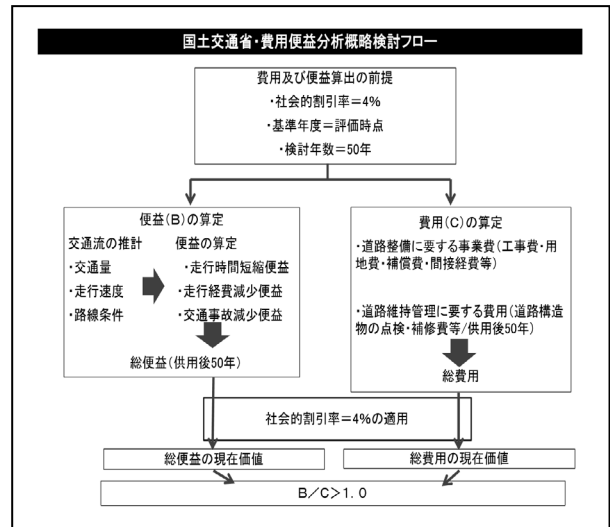
2-2 評価事例

(1) 道路整備事業

一般に多大な時間と費用を要する公共事業の場合、その公共事業が将来にわたっていかに便益をもたらすかが重要となる。その典型的な事例の一つが、道路整備事業である。当該事業の費用対効果（費用－便益）の評価に関し、自治体の多くは、国土交通省が策定した「費用便益分析マニュアル」（平成20年11月）及び「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」（平成21年6月）における費用便益分析の計測手法や考え方を基本的に踏襲する²⁸。当該マニュアルに示されている費用便益分析の基本的な考え方は、次のとおりである。ある年次（通常は評価時点）を基準年とし、道路整備が行われる場合（Withケース）と行われない場合（Withoutケース）

（図表2-2）

のそれぞれについて、一定期間の便益額、費用額を算定し、道路整備に伴う費用の増分と便益の増分を比較することにより分析、評価し、そこでは社会的割引率（上記「費用便益分析マニュアル」では4%で設定²⁹）を用いて評価時点における現在価値に割り引いて算定したうえで、原則として便益（B）／費用（C）の比により評価する。事業として妥当であると評価されるためには、B／C（費用便益比）が1以上であることが必要とされ、また、B－C（純便益ないし経済的純現在価値）も参考値として測定され、その値が正であればよい（図表2-2参照）。



（出所）国土交通省「費用便益分析マニュアル」（平成20年11月）

では、上記「費用便益マニュアル」は、どのような項目の費用や便益を掲げているのであろうか。先ず、費用項目については、資源の利用という視点から、道路整備に要する事業費と道路の維持管理に要する費用、即ち建設費と維持管理費から構成され、その意味でははじめから貨幣表示されている。一方、便益項目については、道路利用者の視点から、貨幣価値への変換（金銭表現）が可能なもの、換言すれば、便益内容が市場価値そのもの、あるいは市場価値へ容易に換算できるものとして、走行時間短縮便益【時間短縮がもたらす仕事の効率化やレジャー満足度の向上】、走行費用減少便益【走行距離の短縮と走行性の向上がもたらすガソリン代やタイヤ損耗費の低減】、交通事故減少便益【車線数増加等がもたらす人的・物的損害額や事故渋滞による損失額の低減】の3つの便益が掲げられている³⁰。しかしなが

²⁸ 国土交通省の「費用便益分析マニュアル」（平成20年11月）＜

http://www.mlit.go.jp/road/ir/hyouka/plcy/ki_jun/bin-ekiH20_11.pdf＞（以下、国土交通省「費用便益分析マニュアル」）は、国土交通省のウェブサイト「個別道路事業評価」＜<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-hyouka/ir-hyouka.html>＞（平成25年1月20日現在）で閲覧できる。また、同省の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」＜<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090601/shishin/shishin090601.pdf>＞（平成25年1月20日現在）もまた、上記国土交通省のウェブサイトで見ることができる。

²⁹ 社会的割引率の設定について、国土交通省「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」5頁（平成21年6月）では、資本機会費用率の考え方に基づき市場利子率、具体的には国債等の実質利回り参考値を参考とし、当該社会的割引率が設定されている。

³⁰ 「走行時間短縮便益」、「走行費用減少便益」及び「交通事故減少便益」の各便益の貨幣価値への変換の仕方の詳細については、国土交通省「費用便益分析マニュアル」7頁以下を参照されたい。例えば「走行時間短縮便益」について若干付言しておくと、「走行時間短縮便益」は、自動車1台の走行時間が1分短縮された場合の時間価値を貨幣換算したもので、

し、追加的な便益項目を設けている自治体も存する。たとえば、山梨県の費用便益分析マニュアル（平成21年11月）³¹では、県の特性や状況を考慮し、上記3つの便益項目のほか、貨幣価値へ変換が可能とされる次の7つの追加便益項目が設けられている。①通行規制解消便益、②災害解消便益、③救急救命率向上便益、④観光客増加便益、⑤休日交通便益、⑥CO2排出量削減便益、⑦都市空間快適性向上便益

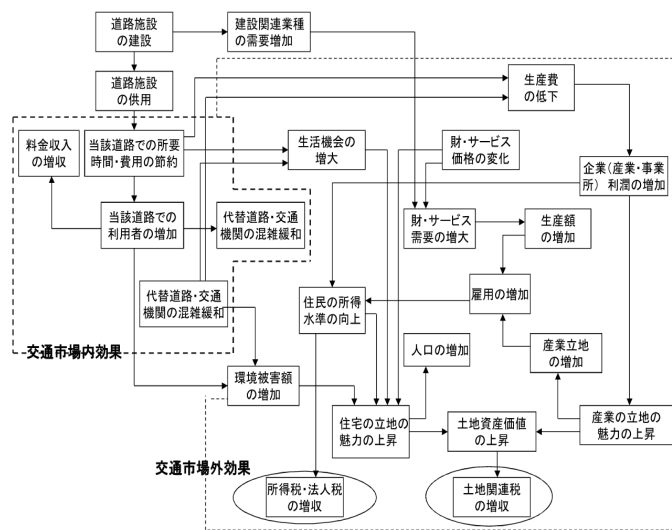
この点、たとえば、上記の都市空間快適性向上便益や走行時間短縮便益等は、生活機会の増大を惹起し、このことは住民の所得水準を向上させ、所得税の増収に帰着しうるし、また、それらの便益等は住宅立地の魅力を向上せしめ、土地価格の上昇による土地関連税の増収に帰着しうる。このような効果の流れは、道路整備事業の場合には多くの関係主体が関与してくることから、地域住民のみならず、産業企業にも及びうる〔例えば、走行時間短縮便益⇒企業利潤や生産額の増加⇒産業立地の魅力増大⇒土地関連税の増収、といった効果の流れである〕（図表2-4参照）^{32）}

山梨県・追加便益項目とその適用条件

	追加便益	追加便益の概要	適用対象路線・範囲等
①	通行規制解消便益	事業実施により、これまで通行規制による迂回を強いられることで損失していた時間価値を便益とする。	・現道が異常気象時通行規制区間の指定を受けている事業 ・現道が通行止めの実績を有する事業
②	災害解消便益	事業実施により、回避可能となる災害被害額および復旧事業費を便益とする。	・現道が道路防災総点検の要対策箇所を含む事業 ・現道において、現地調査で対策の必要性が確認された箇所を含む事業
③	救急救命率向上便益	救急車両による救急医療施設への搬送時間が短縮され、死亡者が減少することによる精神的被害減少分を便益とする。	・道路整備により、基幹医療施設までの時間短縮効果が見込める事業
④	観光客増加便益	道路整備によりアクセス時間短縮に伴い増加した観光客が消費する費用を便益とする。	・道路整備により、各都道府県から観光地までの時間短縮効果がある事業
⑤	休日交通便益	休日の交通量が平日の交通量を上回る場合、その超過分を便益とする。	・平休交通量比が1.0より大きい路線を含む事業 ・平休交通量比が1.0より大きい路線のバイパス等の事業
⑥	CO2排出量削減便益	旅行速度等の変化によるCO2の削減効果を貨幣価値換算し、便益とする。	・交通量推計に基づき、CO2排出量の削減が見込める事業
⑦	都市空間快適性向上便益	CVM法(仮想市場評価法)による原単位を用いて、都市空間の快適性向上、および景観向上効果を便益とする。また、事業により、歩行者および自転車利用者の時間短縮が見込める場合は、時間短縮効果分を便益とする。	・市街化区域および用途地域における歩道整備事業および景観向上に資する事業

(図表2-4)

道路整備効果の発生から帰着に至るプロセスの概要と主な効果



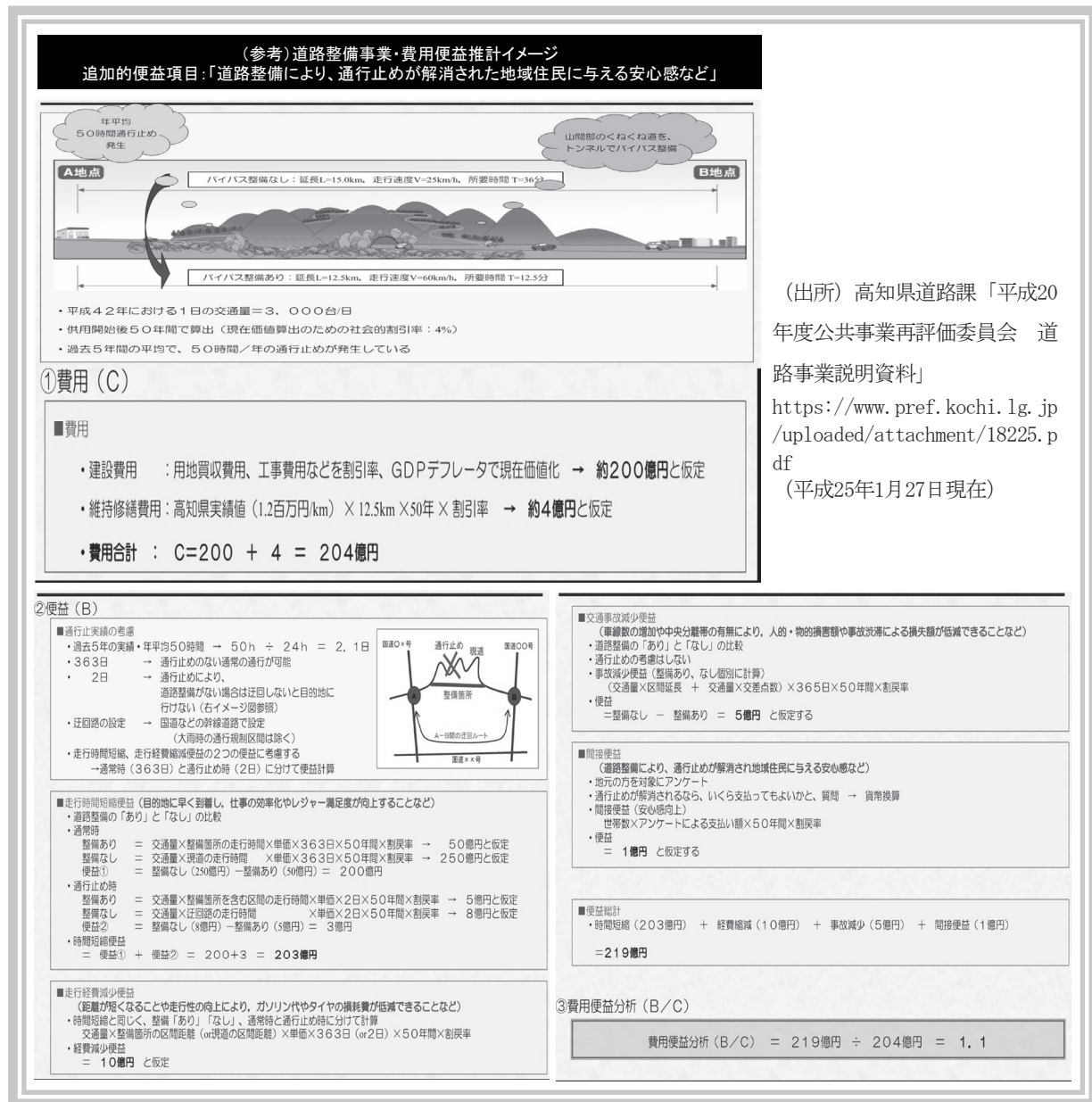
人（短縮された時間で更なる労働や余暇に充てられる）、車両（短縮時間で更に生産活動を行う等）等の時間価値を貨幣換算している。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kendosom/32390658163.html>>は、山梨県のウェブサイト「山梨県の公共事業評価」<
<http://www.pref.yamanashi.jp/kendosom/32390658163.html>>（平成25年1月7日現在）で閲覧することができる。

³² 上田孝行「道路投資の主な効果とその分類」中村英夫[編]・道路投資評価研究会[著]『道路投資の社会経済評価』68頁-

もっとも、ここで留意すべき点は、こうした流れは時間の長期的な経過及びそれに伴う地域構造や住民ニーズの変化を意味しうるものである、という点であり、そのような流れのなかで現れる効果は、長期的な視点に立たなければ、見出すことはできないであろう。

(参考)



(出所) 高知県道路課「平成20年度公共事業再評価委員会 道路事業説明資料」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/attachment/18225.pdf>
(平成25年1月27日現在)

(2) ワクチン接種

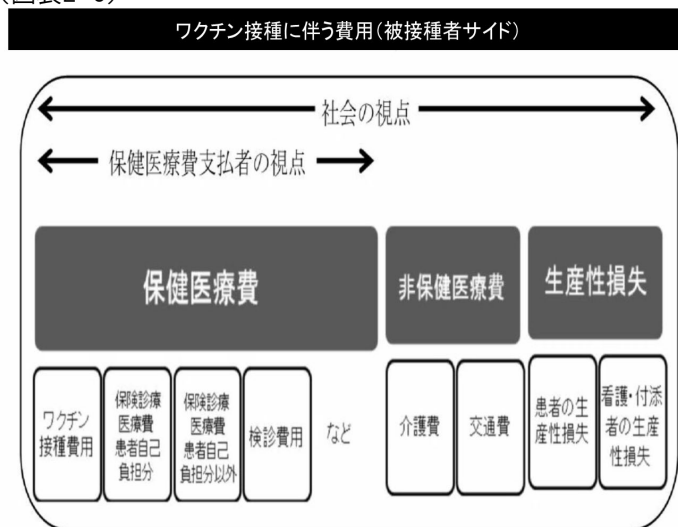
ここでは、今般、神奈川県が最重要課題としている、健康寿命の延伸に関連して、ワクチン接種の費用対効果を取りあげる。当該ワクチン接種に係る医療・公衆衛生事業もまた、上述の道路整備事業のような、公共投資事業と同様に、少なからず税金等の公的資金が投入されているという点で、その評価の

構図に大きな違いはなく、同じ土俵で論じられうる³³。ワクチン接種は、未来への先行投資で、将来における医療費抑制に資するものといえる。換言すれば、かかるワクチン接種は、疾患・感染症のリスクに対して、社会全体で備え、且つ、そのようなリスクが発生する可能性そのものを社会全体で引き下げる、という役割を果たしうる³⁴、といえよう。

それでは、どの程度の投資なら適当であろうか。その目安となるものが費用対効果分析による評価であるのだが、その評価方法については、先述した成果（結果）の貨幣価値への変換を伴わない費用-効果分析及び費用-効用分析とそれを伴う費用-便益分析が存する。ワクチン接種のような人々の生命やその質を扱わなければならないものについては、それらに貨幣価値を付することを好まないところもあり³⁵、その費用対効果の評価方法については、費用-効果分析ないし費用-効用分析が適当である。一方で、医療資源の効率的な分配を実現し、青天井の医療費に一定の制約を課すためにも、ワクチン接種の効果部分を貨幣価値で評価することも必要であろう³⁶。いずれの評価技法にせよ、分析の基本的なフレームワークはWithケース（接種率が100%の場合又はワクチン導入の場合）とWithoutケース（接種率が0%の場合又はワクチン非導入の場合）のそれぞれにおける現在価値化された費用の増分と効果、便益又は効用の増分の比較であり、また、ワクチン接種に伴う費用の範囲及びそれを貨幣価値に変換しうる点は共通である。

そこで、先ず、ワクチン接種に関連してくる費用の側面について考えてみる。被接種者に生ずる費用は、医療費支払者の視点かあるいは社会の視点か、というように、どの視点に立って評価を行うかによって分析に含まれる当該費用の範囲が異なってくる（図表2-5参照）。明確なコンセンサスは存しないが、ワクチン接種に係る公的資金の投入と（図表2-5）

いう面に鑑みれば、社会の視点に立った場合の費用分析が適当であろう。この場合、ワクチン接種に伴う費用には、通常、①保健医療費（保健診療の医療費、ワクチンの接種、②非保健医療費（医療機関までの交通費、介護費又はベビーシッター代など）、③生産性損失（逸脱所得）【本人の休業又は死亡等による生産性損失・家族等の看病・介護した場合の生産性損失、いわゆる、機会費用】が含まれることが考えられうる³⁷。ただ、ここで留意すべきは、評価者が自治体である、という点である。即ち、これらの費用の減少がワク



（出所）厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会「ワクチン評価に関する小委員会報告書」（平成23年3月11日）別添資料「ワクチン接種の費用対効果推計法（案）」

³³ 大日康史・菅原民枝「医療・公衆衛生政策における費用対効果分析のその応用」フィナンシャル・レビュー第77号165頁（2005年）。

³⁴ 井深陽子「医療・公衆衛生における公的役割・介入のあり方」山内弘隆・上山信一〔編著〕『公共の経済・経営学』212頁-213頁（慶應義塾大学出版、2012年）によれば、「リスクの分散とは『自分の責任に帰することのできない理由によって発生する、様々な経済的リスクに対して、社会全体で備えること』…を意味する。…リスクの軽減とは、自分の責任に帰することのできない理由によって発生するさまざまな経済的リスクが、『実際に発生する可能性そのものを社会全体で引き下げること』」とされる。

³⁵ アンソニー・E・ボードマン・前掲注23、19頁参照。

³⁶ 大日康史・菅原民枝、前掲注33、169頁参照。

³⁷ 厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会「ワクチン評価に関する小委員会報告書」（平成23年3月11日）別添資料「ワクチン接種の費用対効果推計法（案）」<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000014wdd-att/2r9852000001507u.pdf>>（平成25年1月20日現在）参照。

チン接種の結果（効果）となり得るということであり、費用対効果の評価における費用項目には、当該ワクチン接種の費用の増加ほか、同ワクチンの副作用被害補償費の増加³⁸も考えられうる、ということである。ワクチン接種のもたらす効果は遠く将来まで発生し続けるため、当該効果の伴うこれらの費用を、社会的割引率（3%ないし5%³⁹）を用いて、現在価値に割り引く必要がある。

さて、次に、ワクチン接種がもたらす成果の面について考えてみる。その効果は、上記①乃至③の費用の減少のほか、たとえば、死亡者数の減少（生存年数の延長）や罹患者の身体的・精神的な負担の減少などがあげられる。問題は、これらの成果の推計及び貨幣価値への変換の仕方である。上記①の医療費等の推計は医療報酬明細書（レセプト）等を用いて推計することができるであろうし、上記②の交通費等は市場の額をもってそれに当てることができよう。また、上記③の機会費用（逸脱所得）の減少については、本人やその家族の1日あたりの平均賃金〔厚生労働省の賃金センサス「賃金構造基本統計調査（全国）」⁴⁰〕と本人の平均在院日数〔厚生労働省の「患者調査」⁴¹〕を用いて、推計することができよう⁴²。もっとも、こうした費用減少の成果（便益）は、自治体の行財政運営の点からみれば、将来に医療費に要する公的負担抑制及び税の増収（都道府県民税等）の成果（便益）を意味すると見て取れる。一方、ワクチン接種の本来的成果といえる死亡者数の減少については、それは生存年数の延長に関連してくるが、医療経済学の分野では、その間の生活の質を問題視し、当該生活の質で重み付けした生存年（Quality-Adjusted Life Year：QALY、質調整生存年）が当該接種の効用値として用いられている⁴³。したがって、費用対効果（費用－便益）の評価は、1 QALYの価値、即ち1年の健康な生命価値の貨幣価値と年齢階層別平均余命の推計を行うことにより、可視化されうる。当該1 QALYの貨幣価値への変換の仕方・算出法については、たとえば支払意思法（仮想市場評価法）によりその金額は推計されうる、とされる⁴⁴（もっとも、1 QALYの貨幣価値が決まれば、健康寿命の延伸に要するコストは比較的容易に算定できるとおもわれる）。したがって、ある年齢階級の生命の貨幣価値は、評価時点における平均年齢に1 QALYの貨幣価値を乗じて、当該平均年齢の階級の平均余命期間分（厚生労働省が5年ごとに作成している「生命表」上の年齢階層別平均余命を用いる⁴⁵。）だけ足し合わせ、それを現在価値に割り引けば導き出

³⁸ 東京大学公共政策大学院2010年冬季学期学生の実験研究成果「公共投資の経済評価」担当教員金本良嗣<

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2010/13090.htm>>、内田暁ほか「子宮頸癌ワクチン接種義務化の費用便益分析」13頁及び25頁（2010年）<<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2010/documents/graspp2010-5113090-3.pdf>>（平成25年1月23日現在）参照。

³⁹ 池上直己・西村周三〔編著〕『医療技術・医薬品』16頁（勁草書房、2005年）は、割引率に関して「いくつかの提案があるが、どれも明確な根拠に乏しく、慣行的に年3%ないし5%が用いられることが多い」とする。

⁴⁰ 厚生労働省の「賃金構造基本統計調査（全国）」は、主要産業に雇用されている労働者について、その賃金の実態を当該労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として作成されている。各年度別の統計調査は、厚生労働省統計データベースシステム・政府統計の総合窓口「賃金構造基本統計調査」<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011429>>（平成25年1月23日現在）を参照されたい。

⁴¹ 厚生労働省の「患者調査」では、調査結果項目の一つとして退院患者の平均在院日数が施設の種類・性・年齢階層別、傷病分類別、都道府県別に分かるようになっている。平成8年から5年ごとの「患者調査」（平成23年度調査分まで）は、厚生労働省のこちらのウェブサイト<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-kekka_gaiyou.html>（平成25年1月15日現在）で閲覧できる。

⁴² 東京大学公共政策大学院2010年冬季学期学生の実験研究成果・前掲注38、22頁－23頁の脚注33及び34参照。

⁴³ 平たく言えば、質調整生存年数（QALY）は、あるワクチンが対象にしている感染症で享受できなかった平均的な生存年数を、ワクチン接種により回避できたであろう当該生存年数に健康状態に応じて重みづけをしたもの（効用値）である。

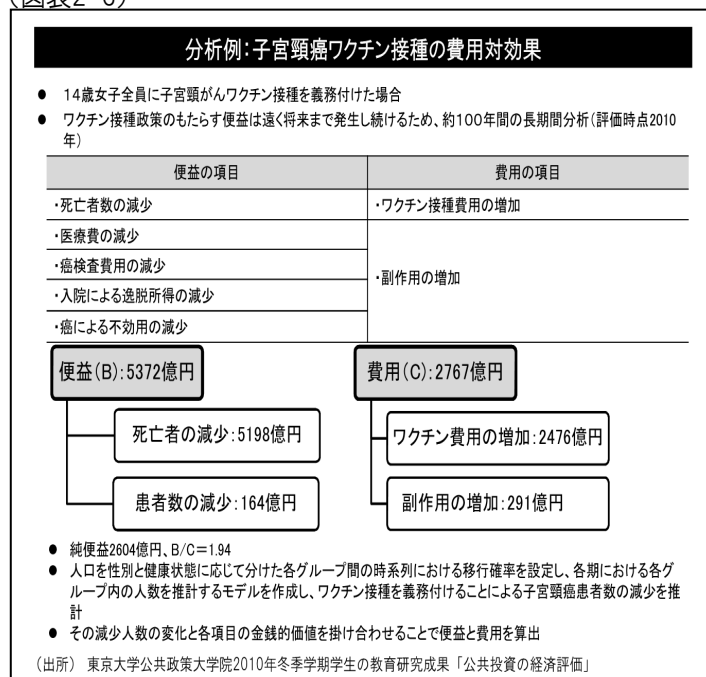
⁴⁴ 中込とよ子・中込治「ワクチンの費用対効果」小児科診療 第11号（通巻第77）1832頁（2004年）ほか、大日康史「予防接種の費用対効果分析」臨床検査 Vol. 54 no. 11 1292頁－1293頁（2010年）参照。QALYの金銭価値を支払意思法（仮想市場評価法）による具体的な算出法、ワクチン接種者又は一般市民に対する、アンケート調査の実施である。アンケート例：「ワクチン接種を受けて、1年寿命を延ばすことができるとしたならば、一人当たりいくらまで負担してもよいとおもいますか？」

⁴⁵ 厚生労働省の「生命表」は、同省のこちらのウェブサイト<<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list54-57.html>>（平成25年1月15日現在）で閲覧できる。

される。これにより、ワクチンが対象としている感染症による死亡者減少の便益は、上述のWithケースとWithoutケースの比較により求められる。もっとも、当該比較に先立ち、当該WithケースとWithoutケースの毎年の罹患者数や死亡者数を予測しなければならない（東京大学公共政策大学院の子宮頸がんワクチン接種義務付けに関する調査研究によれば、国立社会保障・人口問題研究所の出生中・死亡中位推計を用いて、将来年度に亘るその罹患者数や死亡者数を予測したとされる⁴⁶。この研究の試算では、ワクチン接種費用等の財源2767億円投入に対して、100年後⁴⁷には5372億円の便益をあげることができる、とされる（図表2－6参照））。

かかる罹患者数や死亡者数の減少推移予測モデルが決まれば、医療費減少の便益及び逸脱所得の減少の便益は、上記の死亡者数減少の便益と同じ要領でWithケースとWithoutケースとを比較して求められる。

（図表2-6）



2－3 小括

費用対効果の基本的な評価の方法や考え方においては、評価の対象となる事業への投入（投資）に係る費用と当該投資によって生み出される結果・成果のそれぞれの範疇を特定することが、先ず行われるべきことである。これは、本章で取り上げた3つの費用対効果の評価方法に共通する点である。特筆すべきは、いずれの評価方法においても、費用は貨幣価値で捉えられることから、投資の結果・成果の評価が同じく貨幣価値で捉えられる場合には、事業が将来に亘って生み出すキャッシュ・イン・フローを現在の視点で予測可能である、という点である。その意味で、費用－便益の評価方法、あるいは費用－効用の評価方法（但し、効用が貨幣価値に変換される場合に限る。）は、長期に亘る事業の費用対効果を評価する際には有用な評価方法である、といえよう。

また、本章では、かかる貨幣価値への変換を伴った評価事例として、「マチ」への投資的な事業の例である道路整備事業と、「ヒト」への投資的な事業の例であるワクチン接種を取りあげた。先ず、道路整備事業の評価事例では、直接効果に焦点を当てた客観的便益評価指標（国土交通省「費用便益分析マニュアル」）が用いられているのが一般であるが、道路は、通常、数十年という長い寿命を持つゆえに、その投資効果は間接効果を含む広範囲に及びうる。さらには、費用回収の観点からすれば、当該投資の効果の帰着点（税収増等）を時間の長期的な経過及びそれに伴う地域構造や住民ニーズの変化のなかで見据えることも必要であることから、そこでの直接・間接の効果の流れから複数の便益に焦点を当てることが適当であろう。次に、ワクチン接種の評価事例では、当該ワクチン接種がもたらす便益には、子

⁴⁶ 東京大学公共政策大学院2010年冬季学期学生の実証研究成果、前掲注38、18頁。

⁴⁷ 100年の長期間を分析対象としたことについては、「ワクチン接種政策がもたらす便益は遠く将来まで発生し続けるため」とであるとされる（同上、13頁）。

宮頸癌ワクチンの分析事例にも見られるように、通常、死亡者数の減少や医療費の減少等が含まれる。ここにおいては、ワクチン接種が疾患・感染症のリスクを社会全体で引き下げ（「リスクの軽減」）、且つ、そうした将来的なリスクに社会全体で備える（「リスクの分散」）、といった機能⁴⁸を果たしうる、ということが観察される。同時に、このようなリスクを管理ないし見据えた便益と費用のそれぞれの項目の特定は、当該ワクチン接種事業への投入財源に係るリスク・マネジメントを行う上で重要な要素となりうる。

第3章 投資的事業に関する事例研究

3-1 財政支援の態様とその効果推移—企業誘致事業の事例—

（1）財政支援の内容

2004年10月、バブル経済崩壊後の長期不況と産業構造の転換のなか、神奈川県は、「産業再生なくして地域発展なし」というポリシーのもと、県内産業の活性化と雇用の創出を最大のテーマとした、企業誘致のための総合的な政策パッケージである「インベスト神奈川（神奈川県産業集積促進方策）」を策定した⁴⁹。県外からの新規立地や県内への再投資を行う企業を強力にサポートすべく、それは、投資に対する助成・融資・税の控除などの「経済的インセンティブ」、道路や工業団地などの社会資本整備、構造改革特区の活用、産業技術総合研究所による技術支援などの「産業活性化のためのインフラ整備」及び企業ワンストップステーションなどの「誘致体制の整備・強化」、という三本柱から成るものであった⁵⁰。当時の誘致企業に対する財政上の支援は施設整備等助成（最大80億円）、雇用助成（最大2億円）、産業集積促進融資、租税優遇で構成されているが（図表3-1参照）、なかでも施設整備等助成（5年間の時限的な政策）については、その助成金額が多額であることから600億円を超える予算が費用と試算され⁵¹、そのため、財政負担を平準化するため、各助成金の交付を10年間の分割交付とした⁵²。なお、「インベスト神奈川2ndステップ」⁵³が2010年4月にスタートするまでの間、2007年8月には「インベスト神奈川」第2ステージがスタートし、そこでは上述の施設整備支援等助成の金額は大きく削減されるものの（最大20億円）、一方で、県内中小企業に係る最低投資額要件等の緩和が講じられた⁵⁴。

⁴⁸ [補注] 脚注34を参照されたい。

⁴⁹ 松沢成文「『インベスト神奈川』の挑戦」Voice 第337号143頁（2006年）、神奈川県商工労働部企業誘致室「『インベスト神奈川』の取組と明確化する地域経済への波及効果」ESP499号34頁（2007年）参照。

⁵⁰ 神奈川県「INVEST KNAGAWA 第1ステージのあゆみと第2ステージの展開」9頁-10頁（2007年）＜<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/40646.pdf>＞（平成25年1月23日現在）参照。

⁵¹ 神奈川県2005年度（平成17年度）当初予算案では、産業集積施設整備等補助金についての予算設定額は、613億円3,600万円であった（神奈川県「平成17年度当初予算案の概要」21頁（2005年）＜<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/21341.pdf>＞（平成25年1月12日現在））。

⁵² 松沢成文[著]『インベスト神奈川 企業誘致への果敢なる挑戦』61頁（日刊工業新聞社、2007年）参照。

⁵³ 2010年4月からスタートした「インベスト神奈川2ndステップ」における助成内容の詳細については、神奈川県商工労働局産業部産業立地課のウェブサイトとそのリーフレット「インベスト神奈川2ndステップ 神奈川県産業集積方策2010のご案内」＜<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/444392.pdf>＞（平成25年2月13日現在）が掲載されているので、そちらを参照された。

⁵⁴ 2007年8月にスタートした「インベスト神奈川」第2ステージにおける施設設備等助成制度の主な内容は、以下のとおりである（神奈川県産業技術センター「事業紹介 『インベスト神奈川（神奈川県産業集積促進方策）』の取組」産業技術センターニュース2007年9月号3頁＜https://www.kanagawa-iri.go.jp/wp-content/uploads/filebase/news/news_Vol13-No3.pdf＞（平成25年2月12日現在）参照）。

助成額	・ 研究所：設備投資額の15%で最大20億円 ・ 工場/本社：設備投資額の10%で最大10億円	※建物の新設、増設が必要 ※助成金交付：投資完了後、10年間の分割交付
最低投資額要件	・ 大企業：50億円以上/・ 中小企業：10億円以上（県内中小企業：2億円以上） ※第1ステージでは5億円以上で、2006年4月に3億円に緩和。	

このような、各自治体が多額の補助金を企業誘致に投資をはじめる先駆となったのが、三重県における企業誘致であるとされる。液晶をはじめとするFPD（フラットパネルディスプレイ）産業の世界的集積を目指す「クリスタルバレー構想」[2000年1月]⁵⁵をはじめとする、その他3つのバレー構想（シリコンバレー[2000年6月・半導体・IT関連産業の集積]、パールバレー[2000年6月・情報サービス業等、IT産業の集積：平成17年4月終了]、メディカルバレー

[2002年4月・医療・健康・福祉産業の産業クラスター形成]）のもと（図表3-2参照）、三重県は産業集積促進補助金（90

設過疎地域等立地促進補助金（10億円）、バレー構想関連

産業等立地促進補助金（10億円）の各種助成制度を創設し

た。この90億円という金額は15年間の分割交付であったが、純粋な助成金額は当初の30億円のみで、残額は大規模工場新設にともなう税収の一部を還元する（固定資産税の90%を奨励金で5年間交付⁵⁷）、というかたちで交付された⁵⁸。このような補助金による誘致支援のほか、融資等の措置も講じられていた

（図表3-1）

企業誘致に係る財政支援の主な内容（誘致スタート当時）		
	神奈川県	三重県
補助金	施設整備等助成 ・工場・本社機能：設備投資額の10%、最大50億円 ・研究所：設備投資額の15%、最大80億円 ※いずれも、交付決定後、10年間の分割交付 ・県内外の大企業・中小企業を対象 ※業種⇒製造業・高度先端産業（新製造技術、バイオテクノロジー、情報等）など	産業集積補助金 ・情報通信関連企業の工場（新規）：最大90億（土地、建物、機械、設備等を対象に補助率15%） ※業種⇒情報通信関連業種
	雇用助成 ・70人を超えた雇用（71人目から）1人につき100万円（限度額2億円） （※「施設整備等助成」の認定を受け、70人を超える県内在住者を新規常用雇用者とした企業に限る。）	バレー構想関連産業等立地促進補助金 ・情報通信、医療、健康、福祉関連の製造業：最大10億円（建物、機械、設備等を対象に補助率10%）
		研究施設・過疎地域等立地促進補助金 ・研究開発施設、認定承認機関：最大10億円（建物、機械、設備等を対象に補助率10%）
	産業促進融資 ・中小企業：10億円（知事認定15億円）で、事業費の80%以内 ・年利1.4%以内（固定）	地域競争力強化支援融資制度（日本政策投資銀行） ・中堅・大企業を対象 ・FPD関連の工場又は研究所の用地取得、建設、機械設備等：融資比率50%
税	優遇措置 ・不動産税の不均一課税 ・法人事業税の不均一課税	優遇措置 なし

（出所）神奈川県：神奈川県「INVEST KNAGAWA 第1ステージのあゆみと第2ステージの展開」10頁（2007年）、松沢成文[著]『インベスト神奈川 企業誘致への果敢なる挑戦』46頁-47頁（日刊工業新聞社、2007年）など。三重県：主に三重銀総研提供の企業誘致パンフレット（2004年10月発行）など。

（図表3-2）



（出所）三重県雇用経済部企業誘致推進課ウェブサイト

⁵⁵ 「クリスタルバレー構想」の基本理念は、それが提唱された2000年当時と変わりなく、「三重県に液晶をはじめとするフラットパネルディスプレイ産業の世界的集積をつくることにより、多様で強靱な産業構造を形成し、活力ある地域づくりをめざす」ことにある（三重県雇用経済部企業誘致推進課ウェブサイト＜<http://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/index.htm>>（平成25年1月23日現在））。

⁵⁶ 90億円の内訳は、工場建設費補助＝40億円、土地取得補助＝30億円、電力料金補助＝10億円、税の免除相当＝10億円だったとされる（萩原量吉「シャープ亀山第一売却が示す企業誘致の失敗」前掲第855号161頁（2010年））。

⁵⁷ 武者加苗「企業誘致政策が地方財政に与えた影響 - 亀谷市の事例から -」租税研究第735号80頁（2011年）参照。

⁵⁸ 佐々木陽一[編著]『元気なまちのスゴイしかけ 地域経済を活性化する全国24の実例に学ぶ』131頁（PHP研究所、2006年）参照。

両県における、このような多額の助成金の投入（投資）先にみられる特徴について若干敷衍しておく
と、「インベスト神奈川」の場合、当該助成金投入先の特徴の一つとして、企業の研究・開発施設がそ
の標的とされている点があげられる。この点、平均的な設備投資額が大きいことや高度先端産業の一層
の内製化が進むなかで生産施設が研究所に接近して立地される方向にあることから、研究所にこのよう
な高い経済的インセンティブが設定された、とされる⁵⁹。もっとも、これは、当時の長洲一二知事の下で
提唱された科学技術を振興し神奈川の産業の知識集約型への構造転換を志向する「頭脳センター構想」
（1978 年）という風土・土壌の上⁶⁰に当該「インベスト神奈川」の方策が策定されたことを意味しうる、
といえよう⁶¹。神奈川県が公表している、「インベスト神奈川」の認定第 1 号となった研究所保有企業を
見てみると、かかるセンター構想の風土・土壌により培われた高度先端産業に位置付けられる様々な業
種の企業（先端化学や食品加工医薬品開発）が含まれている⁶²⁶³。一方、三重県については、FPD 関連企
業に特化した助成金が投入されたといつてよい⁶⁴。この意味においては、「インベスト神奈川」の場合、
補助金の対象を複数に分けることによって、当該補助金投入（投資）に伴うリスクを配分し、分散投資
が行われていた、とみることもできよう。もっとも、この点、三重県全体としてみた場合、多様な産業
が分布している現状（2010 年現在）（〔参考〕図表 3－3 参照）、あるいは後に見える三重県の産業構
想の推移（〔参考〕図表 3－8 参照）から見て取れる県内主要産業の平準化・重層化（換言すれば、
主要産業である電気機械や輸送機械の産業に投資せずに他の産業に投資することによる、県内主要産業
の平準化や重層化を図っていくということ。）に鑑みれば、三重の企業誘致の場合についても、また、
多角的なリスク分散投資が行われた、と見ることもできるのではなかろうか。

⁵⁹ 神奈川県商工労働部企業誘致室・前掲注49、36頁。

⁶⁰ 平成元年3月に発行された、財団法人神奈川経済研究所創立20周年記念出版・神奈川経済研究所〔編〕『頭脳都市 神奈川の研究開発戦略』57頁（財団法人神奈川経済研究所、1989年）によれば、「神奈川県の『頭脳センター構想』では、『神奈川の日本そして世界の技術開発のメッカとして、世界に開かれ、活力溢れた技術開発拠点に』することが唱われ、地域内の研究機能に大きな期待が寄せられている」とされる。

⁶¹ 松沢・前掲注52、40頁参照。

⁶² 神奈川県商工労働局産業部産業立地課「『インベスト神奈川』による企業立地一覧」＜
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6853/>>（平成25年1月10日現在）。

⁶³ なお、「インベスト神奈川」第1ステップの施設設備等助成の対象となっていた業種の詳細は、以下のとおりである。①製造業：高度先端産業（新製造技術、バイオテクノロジー、情報等）、②第三次産業、その他（県内産業の活性化と雇用の創出につながるもの）（神奈川県商工労働部工業振興課（神奈川県企業誘致促進協議会事務局）「神奈川県産業集積方策（インベスト神奈川）のご案内」かながわ産業立地ニュース第36号（2005年）＜<http://k-yuchi.jp/mail/2005/pdf/news36.pdf>>（平成25年2月13日現在）参照）。

⁶⁴ 三重県農業政策部広域連携推進室副室長（2007年当時、それ以前は三重県農水商工部企業立地室主幹）山川豊氏は、バレー構想の下での企業誘致について、「業種を絞り込んで戦略的な誘致を展開している例は割と珍しく、企業にとっても印象に残りやすいと思います。ただしその分、力を入れる業種の幅が狭くなるという問題があるのも事実です。」と述べている（山川豊「企業誘致から三重県は何を得ているカーバレー構想の影響」産業立地 第5号29頁（2006年））。松沢成文前神奈川県知事は、三重県の90億円の助成金制度について、「（この制度は、）実はシャープ亀山工場誘致を目的として制度設計をしたため、他の企業は利用しにくい面があったと思う」と述べている（松沢・前掲注52、56頁）。

[参考]図表3-3 (2010年現在の三重県内の産業分布状況)

北勢

産業	いなべ市	東員町	桑名市	朝日町	川越町	木曽岬町	菰野町	四日市市	亀山市	鈴鹿市
■その他	1	1	5	0	1	0	0	5	1	1
■試験認証機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■医薬・食料品関連	1	0	7	0	1	1	3	13	0	4
■非鉄等その他	16	3	0	1	3	0	2	22	8	15
■機械・金属製品関連	8	2	7	9	3	1	6	11	5	3
■石油・化学関連	5	2	0	0	1	1	2	35	4	4
■電子デバイス・電気関連	4	0	1	0	0	0	2	12	9	5
■輸送用機械関連	10	3	8	0	1	0	4	15	6	16

中勢

産業	津市	松阪市	多気町	玉城町	明和町	伊勢市	鳥羽市	志摩市	度会町	南伊勢町	大台町	大紀町
■その他	0	0	1	0	3	2	1	0	0	1	0	0
■試験認証機関	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
■医薬・食料品関連	13	10	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0
■非鉄等その他	19	19	1	0	1	3	0	1	0	0	1	0
■機械・金属製品関連	23	13	0	0	8	5	1	0	0	0	0	0
■石油・化学関連	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
■電子デバイス・電気関連	12	5	4	2	0	3	0	4	0	1	0	2
■輸送用機械関連	18	11	1	2	1	3	0	0	0	0	0	1

伊賀

産業	名張市	伊賀市
輸送用機械関連	4	19
電子デバイス・電気関連	2	11
石油・化学関連	2	7
機械・金属製品関連	7	37
非鉄等その他	8	19
医薬・食料品関連	2	17
試験認証機関	0	0
その他	3	3

東紀州

産業	紀宝町	御浜町	尾鷲市	紀北町
輸送用機械関連	0	0	0	0
電子デバイス・電気関連	0	0	0	0
石油・化学関連	0	0	0	0
機械・金属製品関連	0	1	0	1
非鉄等その他	1	1	0	1
医薬・食料品関連	0	0	0	0
試験認証機関	0	0	0	0
その他	0	0	1	1

三重県

北勢 中勢 伊賀 東紀州

(出所) 三重県雇用経済部 企業誘致推進課ウェブサイト「三重県企業立地ガイド・多様な産業集積」(三重県企業立地室調べ 2010年現在) <<http://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/industry/index.htm>> (平成25年1月28日現在) をもとに筆者作成